

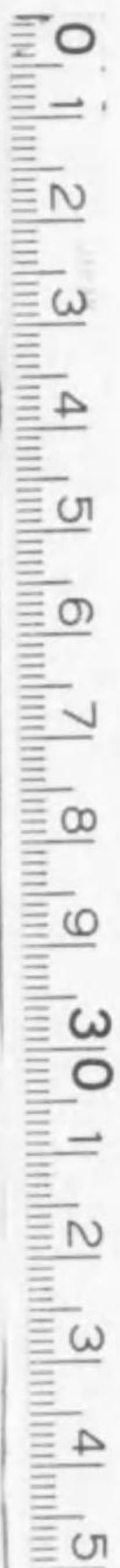
原始文樣集

第五輯
土偶類



特279

77



始



原始文様集解説

第五輯

(土偶號)

我が石器時代民衆に繩文土器使用民は、一種の土偶を作りて、之を宗教的對象とせしもの如く、吾人の石器時代土偶と假稱する遺物を貝塚其他の石器時代遺蹟より往々發見す。而してその製作は當時にあつても、土地或は部族等の關係に因りしならんも、その發見遺蹟地の分布は殆んど西日本に及ばず、九州に入つては、寧ろその發見せられし事實あるを知らず、寧ろ關東及東北地方に盛んに發見せらる。

前に石器時代土偶を宗教的遺物と記せしが、之れ必しも學說に於いて、全く之に一致せるに非ず、一部には玩具ならんと説くものあるも、吾人は宗教的遺物説の可能性多きを信ずるものなり。

同じく石器時代土偶といふも、その型式に於いては百態百様、頗る異型式に富む。本集は略ぼその典型的のものを選びしものなるも、多くの所藏家の蒐集品より採りし材料

(19)

第五輯解説

には、尙異型式のもの多くあるを以て、第二以下の土偶號を作り、之等を収めて以て完全に近き聚成を試むべきことを期す。

(41) 石器時代土偶

東北地方に多く見る型式にして、顔面、肩部等に特徴を有す。即ち顔面に於いて、眼部を著しく描けり。これ北洋沿岸の土人が往々用ふる遮光器をかけ、積雪より強く来る光を防ぎたる様を象はせりとは、先蹤諸學者の論じるところにして、必しも之を非議すべきに非ざる。亦必しも之を強く支持すべき徴證を有するものにも非ざるべし。而して吾人は、南洋土人等に往々見る眼を縁どる装飾を之に聯想するも亦必しも直ちに斥くべからず。頭部及胸部等に曲線文様を施せり

(42) 石器時代土偶

甲信地方の如く海岸に遠き地域に於いては、石器時代土偶の發見せらる、事稀にして、型式に奇異なるもの多し。本圖版のものは、甲斐國東八代郡黒駒村宇上黒駒小字中丸發見。腹部以下を缺失したるも、なほ高さ八寸三分あり、此の種土偶としては、頗る大形に屬するものとなすべ



し。顔形、顔面は半圓形をなすも、後頭部は厚手の縄文土器に往々見る耳(把手)の一種の手法に似たるものあり。顔面の奇異なる表情は人の注意を惹く。三つに裂けし口、釣り上げられる目の如き、普通のものに非ず、目及び頬にある疵書きは、露を示すものにあらざるか。顔より上にかけて散點文は毛髪を現せしものとも見るべし。胸にあてし手指は二本あるのみ。右腕を缺失す。

そ 表現法より見て、「人間よりは寧ろ他の動物を聯想せしむべく、拜物的思想により人間以上のある物を表はさむとしたる當時の民族心理を推察せしむるものなり」(考古學雜誌八ノ十二)と説かれしが如く、一種の動物崇拜を語る遺物なるべきか。

(43) 石器時代土偶

常陸三陸東海岸の地方に往々見るものとして、一種の地方色をなせる型式なるが如し。即ち顔面は著るしく變形し、印象的のものとなる。木遺品の如きも、頭の尖れる顔面に、眼及び鼻を著るしく現せり。此の種の型式に於いては、胴體著るしく扁平となり、殆んど板状をなせり、腹背に山形文及び渦文を大様に描けり。片腕、片脚を缺失す。

(44) 石器時代土偶

圖版向つて右は、大體に於いて前圖版のものと同一型式なりといふべく、文様な單に縄文を施せるのみなるも、外形著るしく奇異なるものあり。頭部に被れる冠物は、果して實質に近きものなるべきか否か、多少の疑なきに非ざるも、次代の植幅に見る冠物の此の型式のものと比較してその關係に興味深きものあり。顔面は眼と鼻が全面を殆んど占しが如き手法に於いて前圖版のものに似たり。胴部に於いては、肩の幅著るしく大きく、腕も長くかつその端旋回せり。之れまた片手片脚を缺失す。

圖版向つて左は、陸奥國西津輕郡館岡村大字龜ヶ岡字龜山發見のもの、完形せり。長さ三寸五分、肩稜隆起す。口邊の左右端にある三角形の線刻は、今のアイヌの婦人に見る點を想はしむ。乳房小さく、陰部は腰邊にまとはせし带状散點文に被はれたり。

(45) 石器時代土偶

型式に於いては、43圖版にのせし型式と略ぼ相似たるものなるも、外形著るしく大きく、且つ腹、背兩面の文様極めて豊富にして、石器時代土偶としても、優品として原指

せらるべきものの一なるべしといふも、過言に非ざるべし。圖版向つて右が正面、左が背面なり。顔面は著るしく小さくせられ、眼も小さく現はされたり。腹、背部の文様は、共に大體に於いてその中央を軸として、左右相稱に描けるが如きも、必しも正しき左右相對に作れるに非ず。背部の中央に花文の如きものあり、その手法、原始文様としては稀なるものといふべく、圖文の中に四花瓣の花文に似たるものあり。我が原始文様には、植物を資料とするもの殆んどなきを以て、之れをもし余の假定の如きものとせば、注意すべき施文といふべし。

(46) 土面

古くより學界に知られ、圖版として公せられしものもあれど、その表出の法に於いて、本圖版は他に之れを誇るべきか。柴田常重氏之を解して、羽後國北秋田郡七座村大字麻生にて發見し、左眼を缺損せし外は、すべて完全なり。淡黒色の部分と褐色を呈する部分とあり、假面の如き形を爲し、圓くして半球狀に高まり、且つ背面は凹むを以て、之を翻せば皿形をなし、少しく他の土偶と趣を異にす。鼻は中央に隆起し、上部には切目ある附着物存し、下部更に段を爲して高く、鼻孔は深さ二分餘の圓孔を竝べ穿つ。

眼目は鼻の兩側に接し、橢圓形を爲し、中央に一縦線を引く。眉は弧形の隆起を爲して布目を附し、また爪形の刻目を施し、鼻の上部に起り、臍に至りて終り、其先は細まりて眼の下縁と爲り、之れにも布目を施す。鼻溝は少しく高めて布目を附し、其中部は篋にて掻き取りし如き凹みを爲す。口は其の下方に接して作り、一縦線を引き、周縁は布目の隆起線を圍らす。臍の上部には各々貫通せる一孔を有し、前額、兩頬及び下顎には布目を印する浮文を施し、また周圍には二線を圍らせたり。背面には點または文様等の手工を施さずして平滑なり。と説けり。土面はその類品稀なるもの、而かも本遺品の如き完きものに至つては、至珍のものとするべし。このもの亦原始宗教の遺物とするべし。

(47) 石器時代土偶

向つて右は女子を象はせるものなるべし。乳房を著るしくし、更に陰部を誇張せり。胴體の太きは妊娠を示せるものとも解し得べきか。我が石器時代土偶に往々女子を象はし、これに陰部等を露骨に示せるものあり。之れを以て當時の原始民に女子崇拜のことありしと解するも亦可能なるも、男子と思惟せらる、もの少からず存するを以て、恐らく當時崇拜の對象には性の區別なかりしものと解すべきに

非ざるか。向つて左は胸部の裝飾文様に他と異なる手法を用ひたり。

(48) 石器時代土偶

信濃國小縣郡九子町大字腰塚發見。圖版は背面を右に、正面を左におけり。高さ一尺二寸一分。顔は大形のものといふべく、女子と思惟せらる、ものと共に、丘陵の突端が之を廻る川に接するところ、地ト三尺に於いて、岩と土との間に正座し居りしを發見せしなりといふ。何故に地下に之を埋めたりしか、遺物そのものが宗教的對象なりと思惟せらるゝに於いて、大に原始宗教上注意すべきものならんか。而して羽後強首野に於いて武藏一郎君の發見せし土偶が、その埋藏状態に於いて興味深きものなりし事實と共に、合せ考ふべきものならん。(強首野の遺物等については別に之を發表する機あるべし。)型式を見るに、普通石器時代土偶に見るが如き兩脚を有せずして、腰部以下を膨らまして平らに切り、内部空虚、兩腕は形式化し、手首のあたりに孔をあけたり。胸部に重ね葎の文様あり、頸は著しく長く、顔面は數多くして、老人の顔容あり、頭髪の手法亦奇異、男子土偶ならんか。

(49) 石器時代土偶首

共に龜ヶ岡發見のもの、Iは頭部上半分にして、頭髪部に著しき裝飾を加へたり。IIはその型式稍異様のものあり、古く紹介せられて以來學者の注意を惹き來りしもの、IIIは正面及び背面を併せ示せり。頭髪部が稍々水平に輪形をなすが如く作れるは異様といふべく、顔面は極めて簡單にせり。IVは同じく正面及び背面を示せるもの、頭髪の先きを左右後に束ねしが如くに作れり。土偶の示す服飾は、恐らく當時の石器時代民の服飾を背景とせしものならんも、原始民の神像として、それに實際を離れて繁冗幻異の裝飾の加へられしものあるべきを認めざるべからず。これを以て、土偶によつて石器時代民の服飾を説かんとするも、時に大なる過失を招かざるべきを保すべからざるを以て、今は服飾に論及せず。

(50) 土偶及岩盤

圖版向つて右は陸中國二戸部發見、實大に現はせるもの、著るしく小形なる特徴とす。頭部、腕部に缺失あるも、之が所謂透光器をつけたる型式(第四十二圖版解説參照)なるを知る。中央は頭部の型式異にして、かつ胸部等の手

法を見て、之が關東に多く見る型式なるを注意すべし。圖版向つて左は、主として秋田地方を採集せる佐藤初太郎氏の藏品なりしを以て、その發見地も秋田附近と推定するも、甚しき不可なかるべし。土偶が漸次扁平性を帯び、腕、脚等の退嬰するとき、之が土盤と假稱せらる、ものに轉すべきこと、必しも考へ得ざること非ざるべし。土偶、土盤關係肯定論は、一二の學者之を容れざるものもあるも、多くに於いては、之が可能なるを認めつゝあり、而して岩盤は更に土盤より轉せしものか。本圖版のものは、軟かき輕石質の石製にして、表裏共に中央に線を劃し、その左右に拙なる曲線文を表せり、一孔あり。

石 器 時 代 土 偶
(陸 中 國 買 郡 水 村 大 字 水 發 圖)

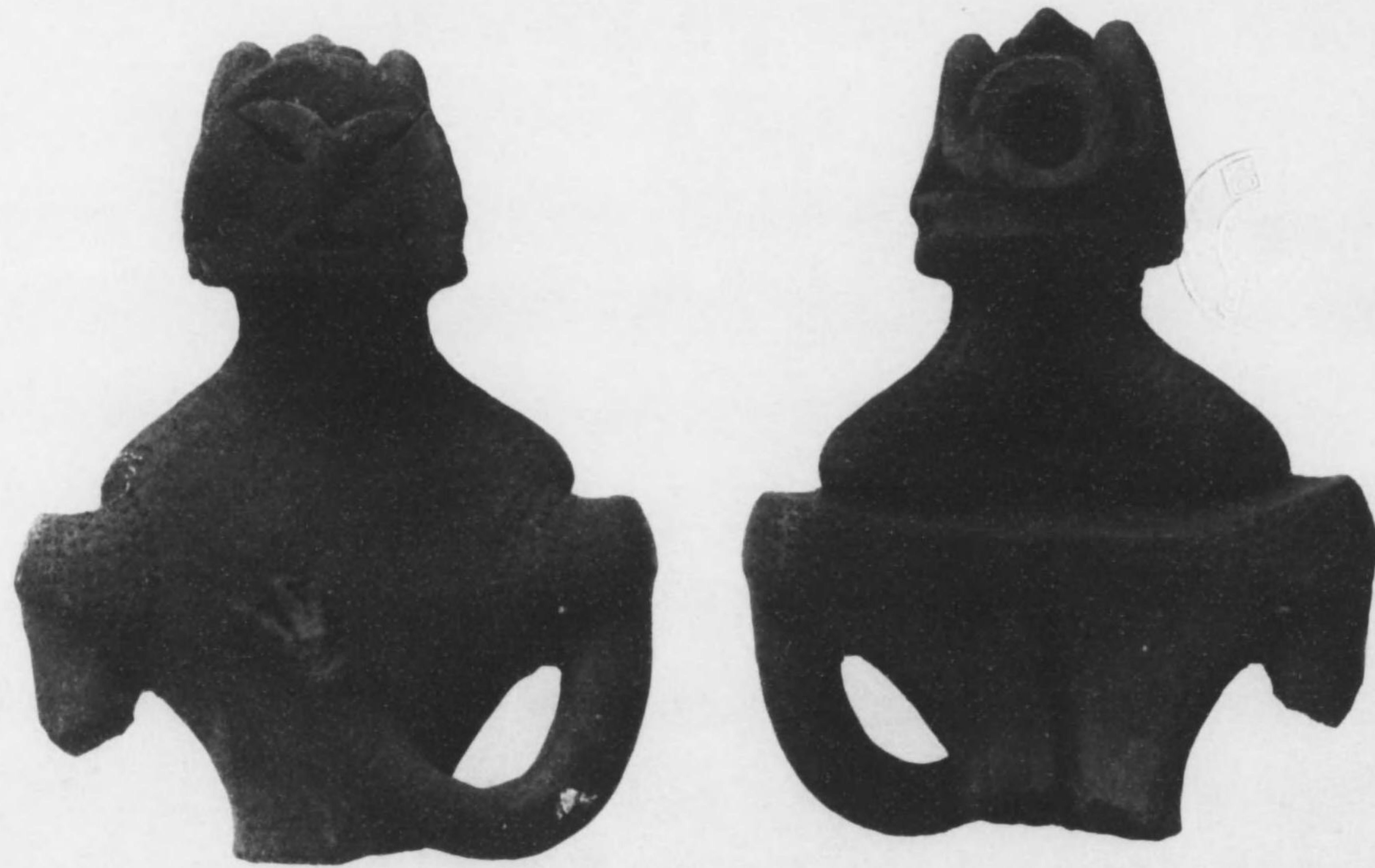
41



(大 買 山 一 氏 藏)

石 器 時 代 土 偶
(見發掘黑上字村駒黑郡代八東國美甲)

42



(藏館物博室帝京東)

石 器 時 代 土 偶
(見發寺觀龍字村於本郡豫申國地下)



(藏會濟共幡下 社匠)

石 器 時 代 土 偶

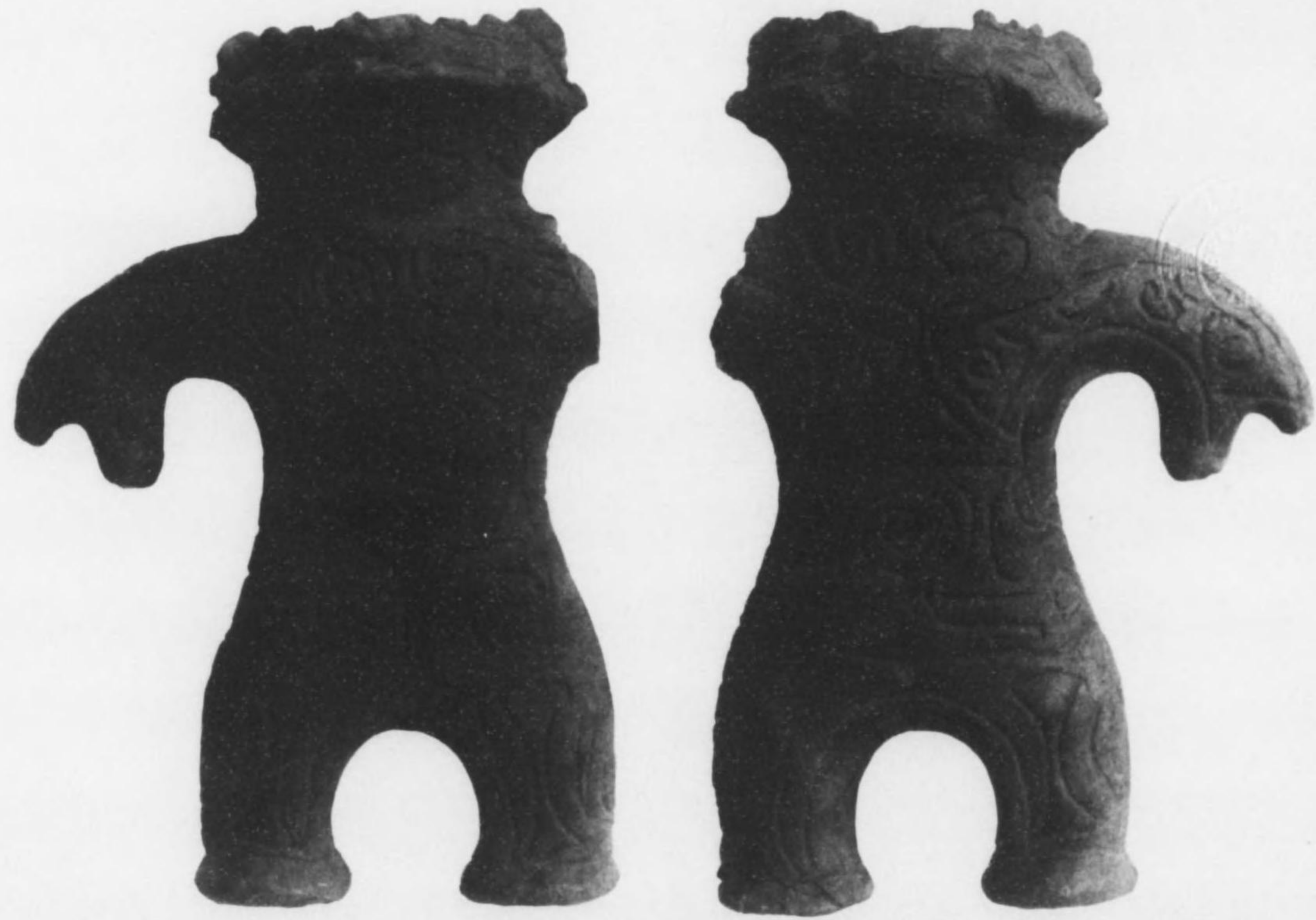
(見發(左)山森字四ノ龜字大村岡波郡津西國美陸(右)石高國陸下)



藏(左)館物博室帝京東(右)會濟共鄉下

偶土代時器石
(見發塚具田和字村頁須大郡數稻國陸常)

45



(藏兵部次乙谷水 京東)

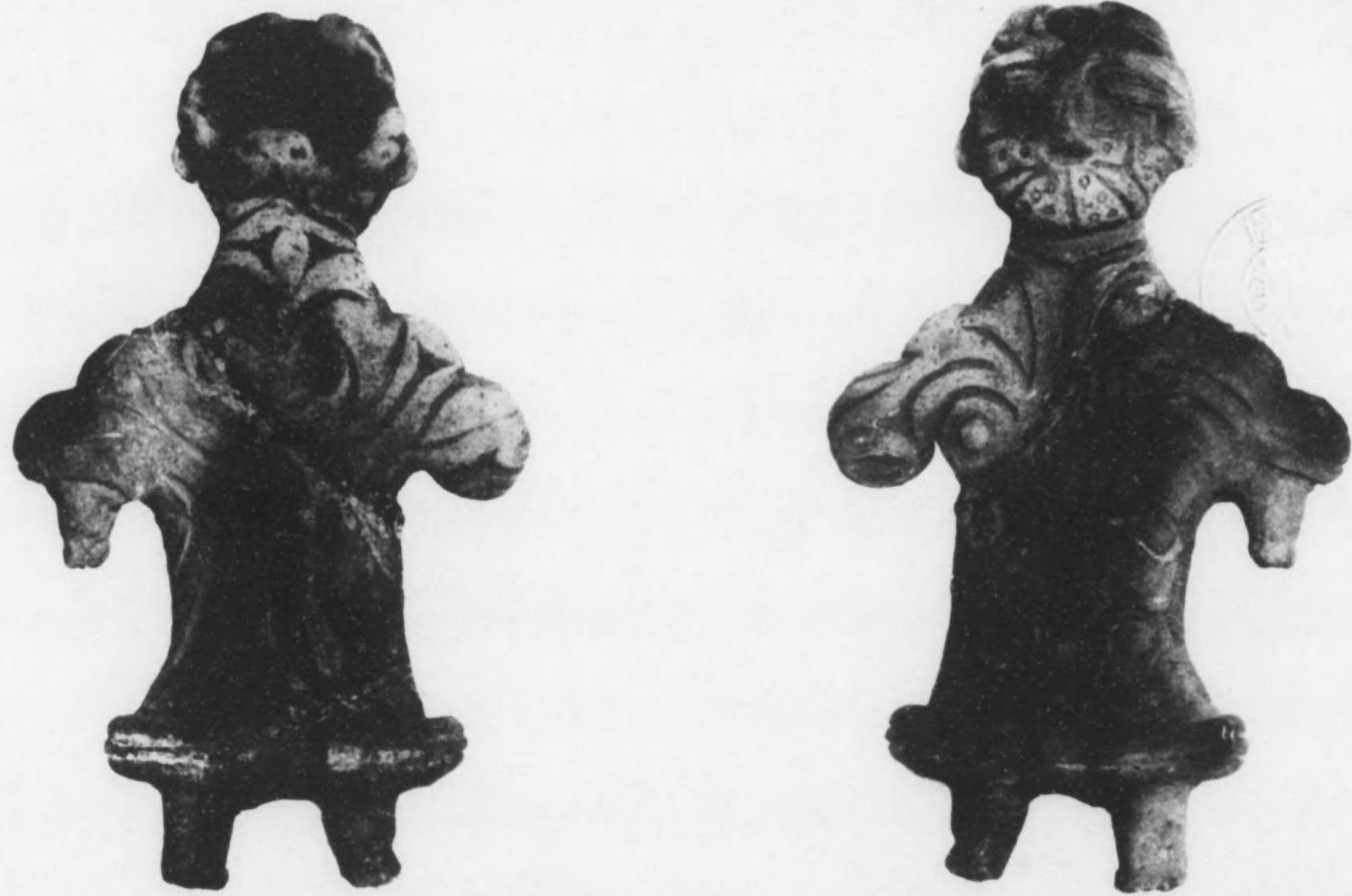
面 土
(足發生麻字大村座七郡田秋北國後羽)



(藏室教學部人類學部東京帝國大學)

石 器 時 代 土 偶
(見 發 掘 大 村 岡 館 部 輕 津 西 國 史 蹟)

47



(久 原 房 助 之 氏 藏)

石 器 時 代 土 偶

48

(見發掘大字町子丸郡縣小國遺存)



(藏館物博室寺京東)

石器時代土偶首
(凡登岡・龜字大村岡館郡經非西國美陸)

49



(藏氏助之房厚久 戶神)

盤岩及偶土代時器石

50

(見發(左)國後群(中)塚貝村田森部經津河國美陸(右)郡尸二國中陸)



(藏左 館書圖田秋 中 部學文學大國帝都京 右 氏吉貞田喜)

原始文様集刊行の趣旨

文様の研究は古代の文化を語るものとして極めて重要な地位を占むるのである。古代民族は彼等の思想をその文様藝術の上に如何に表現してゐたか、彼等の生んだ藝術は果して如何なるものであつたか、これらの検討はたしかに興味ある問題であらねばならぬ。而して歐米人も讚嘆して止まぬ我が文様の中に於ても、石器時代になつたものは一種の異彩を放つてゐる。嘗にそれが原始的な氣分に溢れてゐるといふだけではない。その手法に於ても原理に協ひ、組立に於いても現代人の到達し得た域に到達してゐるのに驚かされるであらう。隨てこれが研究は好事家の好奇心を満足させるのみではなく、其特色は必ずやよく現代の行き詰つた文様に清新にして該切なる刺戟と暗示を與へるであらう。

東京帝國大學教授文學博士鳥居龍藏氏及び東京帝室博物館歴史課長高橋健自氏は本圖集の編輯監督として其蘊蓄を傾注せらるゝのみならず、尙京都帝國大學教授文學博士濱田耕作氏も亦多大なる援助を與へらるゝが故に、本圖集はよく其完璧を期するを得、材料としては日本の隅々に亙つて其古代代表作を蒐集し、且これが實物の寫真と文様の剖展とを掲げ、以て、手法の上に於いても組立に於いても遺憾なき程度の紹介を試んとするものであつて、藝術並に文化の上に裨益すること多大なるべきは吾人の確信することである。

原始文様集刊行規定

- 第一款 本圖集は一定の組織に基き原始時代の石器、土器文様を系統的に蒐集して寫真圖及拓本をコロタイプにて印刷するものとす
- 第二款 本圖は毎巻四六倍判大のコロタイプ圖版拾葉を以て壹輯を刊行す
- 第三款 本圖は拾二輯を以て原始時代の完結として大正十二年十一月より大正十三年十月迄を其刊行期間とす
- 第四款 本圖集は非賣品にして會員にのみ頒布するものとす
- 第五款 本圖集は毎輯解説書を添附す
- 第六款 本會々員たらんとする人々は所定の申込書に會費全期分又は第一四分を添へ其旨本會へ申込まるべし
- 第七款 但し諸官衙官公立學校圖書館等は會費後拂特別扱の請求に應ず
- 第八款 本會々費左の如し
 - 壹時 納入 金拾六圓五拾錢
 - 拾二回 納入 金壹圓五拾錢
- 第九款 送金は成るべく振替口座東京四一〇二四番へ拂込まるべし

大正十三年四月十五日印刷
大正十三年四月十五日發行

(第五輯)

不許複製

編輯者 杉山壽榮男
發行所 東京市牛込區市ヶ谷河田町十一番地
印刷所 東京市牛込區大塚町三番地
右代表者 東京市本郷區湯島四丁目二十番地
大塚 巧藝社
發行所 東京市牛込區大塚町三番地
工藝美術研究會
印刷所 東京市牛込區大塚町三番地
大塚 巧藝社

終